

令和4年3月13日執行石川県知事選挙投票にあたっての注意事項

1 今回の選挙で投票できる人

【年齢】平成16年3月14日までに生まれた人

【住所】令和3年12月1日以前から引き続き県内に在住し、市町の選挙人名簿に登録されている方

選挙人名簿に登録されている人が県内の他の市町に住所を移した場合(複数回でも可能)は、市町長が交付する証明書の提示、または住基ネットの確認により、移転前の住所地の投票所で投票できます。

なお、転入届を提出した日により取扱いが異なりますので、詳しくは市町選挙管理委員会にご確認ください。

2 投票時間

投票日(3月13日)の投票時間は、原則として午前7時から午後8時までです。

なお、一部の投票所(45投票所)では、投票時間が短縮されますので、最寄りの市町選挙管理委員会にご確認ください。

3 期日前投票の利用を

仕事、旅行、レジャー、病気などのため、投票日(3月13日)に投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票ができます。印鑑は不要で、手続きは簡単です。

【期間】3月12日(土)までの毎日、午前8時30分から午後8時まで

なお、一部の期日前投票所では、期間や時間に変更されていますので、詳しくはそれぞれの市町の選挙管理委員会にご確認ください。

【場所】各市役所・町役場など

詳しくは、最寄りの市町選挙管理委員会へお問い合わせください。

4 代理投票・点字投票

【代理投票】身体が不自由などの理由により文字を書けない人には、代理投票の制度があります。

【点字投票】目の不自由な人には、点字投票の制度があります。

代理投票あるいは点字投票を希望される場合は、投票管理者に申し出てください。

期日前投票の手続など詳しいことは、市町選挙管理委員会又は県選挙管理委員会(076-225-1282)にお問い合わせください。